

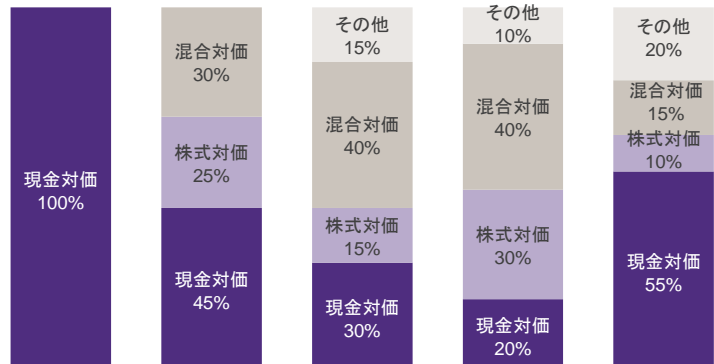
太陽 Grant Thornton Advisory Insights

M&A 税務

今回のテーマ： 株式交付制度を利用した株式対価 M&A の税務上の取扱い

はじめに

経済産業省は「令和2年度税制改正に関する経済産業省要望」で過去に行われた大規模な TOB において海外では株式対価又は混合対価が活用され、大規模かつ戦略的な M&A が行われている一方で、日本ではそのほとんどが現金対価という調査結果を公表しています。日本で株式対価又は混合対価による M&A が行われない理由の一つとして後述する組織再編の制度上の障壁があります。2021年3月に M&A 促進のため会社法改正により株式交付制度が創設され、その制度上の問題点を解消する枠組みとなっています。他方で、当制度を利用した節税スキームが横行したため令和5年度税制改正により2023年10月1日以降に行われる一定の取引が適用除外とされています。本稿では株式交付制度について税制の観点から概説します。



【大規模 TOB で使用されている対価の種類 (各国上位 20 案件)】

株式交付制度の概要

これまで株式対価 M&A の手法として主に株式交換か現物出資が用いられていました。しかしながら、株式交換は 100%子会社化の場合のみを想定した手法であり、また、現物出資は複数の規制があり手続きが煩雑であるという制度上の制約があります。さらに、混合対価とする場合には、税制が大きなハードルとなっています。組織再編税制において適格要件である金銭等不交付要件を充足しないため、非適格組織再編として買収対象会社が有する一定の資産につき時価評価課税がされ、さらに株式譲渡所得につき株主へ課税されることとなります。

従来の組織再編制度		株式交付制度
株式対価	株式交換	100%子会社化のみ
	現物出資	規制・手続きが煩雑
混合対価		税制非適格
		・時価評価課税
		・譲渡所得課税
		50%超～
		簡素化
		時価課税なし
		課税の繰延べ

株式交付制度は、上記の制約を解消し、M&A の更なる活発化を目的として創設された制度です。他社を子会社化する際に、自社株式を対価として交付する制度ですが、株式交換や現物出資と大きく異なる点は、議決権が 50%超の取得であれば適用できるため、必ずしも完全子会社化する必要はない点、また、現物出資規制や有利発行規制などの制限や煩雑な手続きがない点です。混合対価とする場合においても、現金の交付が対価の 20%以内であることを前提条件に株式譲渡所得の課税が繰延べられ、また、買収対象会社においては時価評価課税がされません。

信株式交付制度の税務上の取扱い

株式譲渡による M&A を前提に対価の種類別に課税関係をまとめると下図のように整理されます。

まず、現金対価による株式譲渡が行われた場合には、組織再編税制の適用は受けず、株式譲渡を行った株主に対してのみ株式譲渡所得の 20%が課税されます。株式対価による M&A の場合、株式交換又は現物出資は組織再編税制の適用対象となります。例えば、株式交換の場合、株主に対して課税関係は生じませんが、適格要件を満たさない場合には買収対象会社の有する資産について時価評価課税

が行われます。また、非適格現物出資の場合は、株式対価は時価譲渡したものとされるため税務のれん（資産・負債調整勘定）が生じることとなります。

次に、現金及び株式の混合対価により M&A を行った場合には、現金の交付があることから適格要件である金銭等不交付要件を満たさず、適格組織再編に該当しないため、株主に対して株式譲渡益に係る課税、さらに買収対象会社に対して資産の時価評価課税等が行われることとなります。株式交付制度を利用することで、現金対価の場合と同等の課税関係、若しくは課税の繰延がされる点で、株式交付は税制上より有利な手法となっています。

【M&A を前提とする株式譲渡対価の種類別 課税関係比較】

	株主	買収対象会社	買収会社
現金対価	課税関係あり (譲渡所得課税 20%)	課税関係なし	課税関係なし
株式対価 株式交換	課税関係なし	適格: 課税関係なし 非適格: 課税関係あり (時価評価課税)	課税関係なし
現物出資	課税関係なし	適格: 課税関係なし 非適格: 課税関係あり (株式対価の時価譲受により税務のれん等発生)	適格: 課税関係なし 非適格: 課税関係あり (自社株式の時価譲渡による譲渡損益課税)
混合対価	課税関係あり (非適格/譲渡所得課税 20%)	課税関係あり (株式対価(非適格)の課税関係に準ずる)	課税関係あり (株式対価(非適格)の課税関係に準ずる)



株式交付制度	課税関係なし (譲渡所得の繰延。但し、現金対価とした部分については課税あり)	課税関係なし (時価評価課税等なし)	課税関係なし
---------------	---	-----------------------	--------

令和 5 年度税制改正・留意点

株式交付制度は M&A の促進を目的として創設された制度ですが、その意に反して上場企業の創業者の節税目的ともみられるような、株式交付制度を利用した保有株式の資産管理会社への移転をするケースが散見されました。通常であれば、個人が株式譲渡した場合にはその株式の取得から譲渡するまでの値上益について所得税 20%が課されますが、株式交付制度を利用した場合にはこの株式譲渡益に対する課税が繰延べられるため、上場企業の創業者に対して課税されることなく資産管理会社などに株式の移転が可能となります（結果として、本来であれば創業者個人に課される配当課税や相続税の節税が可能）。

この事態を受けて令和 5 年税制改正において 2023/10/1 以降に行われる上述の取引（株式交付直後に株式交付親会社が同族会社(*)に該当する場合の取引）は株式交付制度の適用除外とされました。

また、この他に以下の場合は株式交付制度の適用対象外となります。

- ・ 買収対象会社が株式会社以外の持分会社や外国会社の場合
- ・ すでに議決権 50%超を所有している子会社株式の追加取得の場合

さらに、株式交付制度は株式交換や現物出資等の組織再編税制の適用はなく、株式譲渡損益の繰延に関する特例措置として位置づけられていますが、その解釈や今後の税制改正によっては、組織再編の行為計算の否認（法人税法 132 条の 2）の対象になる可能性があり、タックスメリットを得るために極端なスキームを設計した場合には行為計算の否認により取引が無効となり課税される可能性も考えられます。

(*) 同族会社の判定において、同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうち、同族会社に該当しない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定した場合においても同族会社となるものに限り（いわゆる非同族の同族会社は本改正の適用はありません）。

活用事例

株式交付制度は買収会社にとって M&A 実行に係るキャッシュアウトを抑制できる点で注目されている制度ですが、株式譲渡を行う株主にとっては株式交付時には課税の繰延が可能であるものの株式対価が非上場株式である場合はイグジット時の現金化が困難であるという側面があり、また、上場株式であっても株価変動リスクを負うこととなります。株式交付制度が利用されるケースとしては、買収会社が上場会社か若しくは上場又は成長が見込まれるベンチャー企業である場合が主流となることが想定されます。

【株式交付制度を利用した M&A 実績】

公表日	買収会社 (株式交付親会社)	買収対象会社 (株式交付子会社)	出資比率 (%)	対価の種類	株式交付制度の活用理由、 組織再編の目的等
2021/12/24	トレンダース	クレマンスラボラトリー	0→100	現金+株式	グループ価値向上
2022/1/21	テクマトリックス	PSP	48.5→56.2	株式	事業拡大、完全子会社としない子会社化
2022/5/26	DeNA	アルム	48.2→52.3	現金+株式	子会社経営株主へのインセンティブ
2022/9/14	GFA	ファイティーン	0→80	株式	現金支出の最小化、資金繰りの維持
2023/3/15	アサヒ衛陶	日本ライフエレベーション	0→51	株式	グループ価値向上
2023/4/19	freec	Why	0→100	現金+株式	子会社経営株主へのインセンティブ、現金を含む柔軟な対価設定が可能

おわりに

株式交付制度創設に伴い、税制上も株式譲渡益の課税繰延措置が講じられましたが、令和 5 年度税制改正において上述したような創業者による節税スキームは封じられることとなります。ただし、この税制改正により純粋な M&A も阻害されてしまうとの懸念が生じています。実際に、日本では上場企業の約半数は同族経営であり、非上場の中小企業を含めるとおよそ 9 割が同族会社と言われております。税制改正は同族会社が資本関係のない他社を子会社化するために株式交付する場合にも当てはまってしまい課税繰延措置の適用を受けられないという場合が発生する状況となっています。株式交付制度に係る税制の在り方については議論がなされており、今後の動向が注目されます。